

厚生労働大臣が定める揭示事項

管理者 森 勝巳

1. 入院基本料に関する事項

当院は「入院基本料の施設基準」のうち次の項目に適合しています。

- ・療養病棟入院基本料 1（20対1看護配置、20対1看護補助配置）

夜間看護加算（療養病棟入院基本料の注 12 に規定）

看護補助体制充実加算 1（療養病棟入院基本料の注 12 に規定）

当院では、1 日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と 9 人以上の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯別の配置は下記の通りです。

9：00～17：00：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 10 人以内

17：00～翌 9：00：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 30 人以内

2. その他の施設基準の適合性に関する項目

当院は、次の各項目について施設基準等に適合しております。

- ・入院基本料等加算の施設基準等に係る届出

（1）診療録管理体制加算 3

（2）療養病棟療養環境加算 1

（3）データ提出加算 1・3

（4）認知症ケア加算 3

（5）看護補助体制充実加算 1

- ・特掲診療料の施設基準に係る届出

（1）脳血管疾患等リハビリテーション科（Ⅱ）

（2）運動器リハビリテーション科（Ⅰ）

（3）CT 撮影及び MRI 撮影

（4）入院ベースアップ評価料 23

（5）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

3. 入院時食事療養（1）

当院では、「入院時食事療養（1）を算定する食事療養の基準」に適合しております。これは、管理栄養士により管理された食事を適時（夕食については午後 6 時）、適温で提供するものです。

4. 療養環境に関する事項

- （1）特別の療養環境の提供

「特別の療養環境にかかる料金（室料差額）」徴収病室が 8 室 12 床ございます。

室料（金額）については次の通りです。

- ・個室 4 室（4 床） 1 日につき 6,000 円（税込）

212 号室、213 号室、312 号室、313 号室

- ・2 床室 4 室（8 床） 1 日につき 4,000 円（税込）

218 号室、318 号室、403 号室、417 号室